

中央区立佃島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止のための基本方針

(1) 基本理念

いじめは、その対象となった児童に深刻な苦痛を与え、時にはその生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全教職員が、いじめを絶対に許さないという姿勢で、生活指導、教育相談に当たるとともに、人権尊重の精神を基盤に学校教育を推進することとする。そのことが、いじめ事象の発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために学校は、常に教育活動全般において生命や人権を大切にする教育を実践することや、教職員が児童一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在であることを強く認識し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観に立って教育活動を進めていくこととする。

また、知・徳・体の調和のとれた全人教育を進め、心に関する力「人と人とのつながり」「言葉のつながり」「心のつながり」という「3つのつながりを大切にする」ことと「自ら考えて行動する」こと、そして、そのために「あいさつ・返事・後始末をしっかり行う」という指針を掲げ、日々教育活動に取り組むこととする。

本校は、このような基本的な理念と教育目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

いじめは、「いじめ防止対策推進法第2条」に以下のように定められている。

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア. 言葉によるもの：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ. 集団によるもの：仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ. 暴力によるもの：ぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- エ. 金品に関するもの：金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- オ. 強制によるもの：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- カ. ITに関するもの：パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すもの

である。いじめは、絶対に許されない行為であり、児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者やそのほかの関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。なお、いじめが再発する可能性があることを踏まえて、安易に解消を判断することがないよう期間の目安を設けず、関係児童を日常的に注意深く観察して判断するものとする。

2 基本施策

- (1) 全ての教育活動を通じて、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない学校生活を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関（子ども家庭支援センター・児童相談所、医療機関、警察等）と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (5) 相談方法を明らかにするとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。-

中央区立佃島小学校「学校サポートチーム」

○校内職員：校長、副校長、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

○校外関係者：弁護士、臨床心理士、学識経験者、警察、民生・児童委員、青少年委員、指導主事、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター職員

【職務】(1) いじめ問題等に関わる客観的な事実等の情報収集

(2) 専門的見識に基づいた、適切な対応策の検討

(3) いじめ問題等解決のための、学校等への指導・助言

(4) いじめ問題等解決のための、学校による保護者等への助言に対する支援

(5) 被害等を受けた児童に対する支援方法の検討

3 基本的な取組

(1) いじめ防止のための校内組織の設置

いじめの防止等を目的とする組織として、「いじめ対策委員会」を設置し、状況に応じて生活指導部と連携して取り組む。委員会の構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭とするが、必要に応じてスクールカウンセラー等に参加を依頼する。いじめ対策委員会は定期的に開催する。

(2) いじめ未然防止のための取組

- ①縦割活動や幼稚園・保育園との交流活動を充実させることにより、異年齢(異学年)の児童・幼児の交流と連携を図り、好ましい人間関係をつくるとともに豊かな人間形成を図る。
- ②教育活動全般を通じて、児童の自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。
- ③いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成していき、いじめに繋がるような些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。また、保護者・地域との連携を図る。
- ④保護者や関係機関等との連携を図りつつ、いじめ防止に資するため児童が自主的に行う諸活動を支援する。
- ⑤いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な教育活動として命と心の授業や道徳授業地区公開講座の実施をはじめ、人権教育・道徳教育を推進するとともに、情報モラル教育の充実を図り、ふれあい月間及びセーフティ教室等を実施する。
- ⑥都教委から派遣されているスクールカウンセラーが、いじめの実態把握に努めるとともに、5年生全員対象の面接をはじめ児童に対して面接を行い、いじめ等の相談がしやすい環境づくりを推進する。
- ⑦教育センター教育相談室での教育相談等を受ける、指導主事やスクールソーシャルワーカーを要請する、弁護士との連携を図るなどの関係機関との協力体制を構築する。
- ⑧校内研修の充実を通して教職員の資質の向上を図る。

(3) いじめの早期発見のための取組

①児童理解の充実

学級担任等は、児童の不安や悩みを聞くことで、児童が安心して生活できる学級づくり、児童の居場所のある学級づくりに努める。また、教材等を活用するなど様々な方法で児童の心情理解を図る。さらに、児童が相互のよさに気付き、よさを認め合う活動を朝の会や帰りの会等を中心に充実させる。

②いじめ調査等

学期ごとに「ふれあい月間」を設定し、全児童を対象としたアンケート調査や聞き取り調査を実施する。

ア. ふれあい月間におけるアンケート調査3回（6月、11月、2月）

イ. スクールカウンセラーによる面接（5年生全員）

いじめを把握した場合には、教育委員会に速やかに報告する。

③いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめ等に係る相談を行える窓口を次の通り設置し、活用する。

ア. スクールカウンセラーの活用

イ. 担任等への直接相談

④教職員全体のいじめ等に関する情報共有の機会の設置

ア. 毎週木曜日の職員夕会(生活指導夕会)において生活指導関係の情報交換を行う。また、職員会議後に生活指導関係の情報交換を行う。

イ. 校務支援システムを活用し、児童の状況について教職員間の一層の情報共有を行う。

(4) いじめ問題の早期対応の取組

①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会で対応を協議し次の対策を講ずる。

ア. いじめをやめさせ、その再発を防止する。

イ. いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる指導を行う。

ウ. いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。

エ. いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

③SNSをはじめとするインターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、セーフティ教室などを活用した情報モラル教育を推進し、インターネットを通じて発信される情報の特性やインターネットを利用する中での危険性などに関し、児童・保護者に対して啓発活動を行う。

④悪質ないじめや犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

(5) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア. 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ. いじめ対策委員会を招集し、対応について協議する。必要に応じて、学校サポートチームの活用を検討する。

- ウ. いじめを受けた児童やその保護者、その他の児童への心のケアを図る。
- エ. いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- オ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 保護者との連携・協力

保護者会等においては、児童の学校生活に関わる課題、問題等を保護者が十分に把握できるよう、児童の学校生活について情報交換する機会を設ける。

P T Aの活動では、特に学校行事の協力を保護者に求め、各行事の取組を充実させる。

(7) 学校評価（検証と改善）

いじめ問題の取組について、年1回の保護者アンケートを役立て、適正に自己（学校）評価し改善を図る。また、P T Aや学校評議員会等との連携を図る。